

# 平成21年度土木工事等電子納品実施マニュアル（案）

平成21年8月  
京都府建設交通部指導検査課

（マニュアルの適用）

## 第1条

平成21年度に京都府建設交通部において実施する土木工事の一部及び土木設計業務等の電子納品において、統一的な運用を図るため、電子納品実施マニュアルを定める。

なお、本マニュアルは、土木工事及び土木設計業務等を対象とするが、土木設計業務等については、次のとおり読み替えるものとする。

- ・ 工事                      設計業務等
- ・ 請負者                  受注者
- ・ 施工計画書              業務計画書
- ・ 完成図書                成果品

（電子納品のスケジュール）

## 第2条

電子納品は、既に国土交通省において策定された各電子納品要領（案）等及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施する。

その中で、京都府での電子納品の運用上の課題を抽出し、今後の電子納品スケジュールについて見直しを図るとともに、京都府電子納品ガイドライン（案）の整備拡充を図ることとする。

さらに、試行を通じて、職員や請負者並びに関係機関への普及・啓蒙を図ることとする。  
なお、現時点での京都府土木工事の電子納品実施スケジュールは次に示すとおりである。

## 京都府土木工事等の電子納品スケジュール

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務委託	成果品	全件試行 全件試行	全件実施 全件実施				
	工事写真	試行 8,000万円以上	試行(2,500万円以上) 実施(8,000万円以上)	試行(8,000万円未満) 実施(8,000万円以上)	試行(8,000万円未満) 実施(8,000万円以上)	試行(2,500万円未満) 実施(2,500万円以上)	全件実施
土木工事	書類等	任意試行	試行(8,000万円以上)	試行(2,500万円以上) 実施(8,000万円以上)	試行(8,000万円未満) 実施(8,000万円以上)	試行(8,000万円未満) 実施(8,000万円以上)	全件実施
	その他(図面)	任意試行	任意試行	試行 8,000万円以上	試行 2,500万円以上	全件試行	全件試行

※工事においては、当初設計金額により段階的に対象拡大を予定しています。  
※全件試行には、一部実施も含まれます。

(対象工事等)

### 第3条

(1) 平成21年度(電子納品に係る年度とは8月1日から次年度の7月31日までとする。以下同じとする。)における設計業務等は、全件実施とする。

ただし、建物調査及び工損調査(以下、建物調査等とする。)や現場技術業務委託等については、平成20年度の実施状況を鑑み、平成21年度も試行とする。

(2) 平成21年度における工事の写真については、当初設計金額が2,500万円以上のものは、実施とする。

また、当初設計金額が2,500万円未満のものは、試行とする。

(3) 平成21年度における工事の書類等については、平成20年度に引き続き、当初設計金額が8,000万円以上のものは、実施とする。また当初設計金額が8,000万円未満のものは、試行とする。

(4) 平成21年度における工事の図面については、全件試行とする。

(5) 試行とは、理由等により対象とする電子納品が実施できなくても業務の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品が実施できなければ業務は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)

(6) 設計金額に係わらず請負者から電子納品を実施する申し出等があった場合は、任意試行として本マニュアルに準拠し、積極的に実施するものとする。

(7) 対象工事の完成検査後は、工事に関する情報(工事概要等)を速やかに指導検査課まで報告することとする。

(入札時の条件等)

### 第4条

電子納品の対象工事の場合は、本工事が電子納品の対象であることを下記を参考に特記仕様書に記載し、入札時の条件とすることとする。

また、発注済みの工事を電子納品の対象とする場合は、同様の内容を協議し、実施すること。

なお、対象工事において、電子納品が実施できない場合は、速やかに指導検査課に請負者名、工事名及び実施できない理由等を報告すること。

(電子納品の実施)

【8,000万円以上の工事及び業務委託(建物調査等を除く)の場合】

1 本工事(設計業務等)は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事(委託業務)であり、完成図書の内、工事写真及び書類等(図面については、試行とする)(成果品)の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)(土木設計業務等の電子納品要領(案))等、平成21年度電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)に基づき実施しなければならない。

また、請負者(受注者)は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事(設計業務等)着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評価において加点評価の対象とする。(設計業務等を除く)

- 2 電子納品における電子化に要する費用は請負者(受注者)の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。

(電子納品の実施)

【2,500万円以上、8,000万円未満の工事の場合】

- 1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真(書類等及び図面については、試行とする)(成果品)の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)(土木設計業務等の電子納品要領(案))等、平成21年度電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)に基づき実施しなければならない。

また、請負者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である書類等及び図面については、電子納品の内容に応じて、成績評価において加点評価の対象とする。

- 2 電子納品における電子化に要する費用は請負者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。

(電子納品の試行)

【2,500万円未満の工事及び建物調査等業務委託の場合】

- 1 本工事(設計業務等)は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品試行の対象工事(委託業務)とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務の最終成果や管理情報を電子データで納品することをいい、完成図書の内、工事写真(成果品)、書類等の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領(案)(土木設計業務等の電子納品要領(案))等、平成21年度電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)に基づき試行しなければならない。

また、請負者(受注者)は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事(設計業務等)着手までに、その試行範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン(案)(平成21年8月)で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、電子納品の内容に応じて、成績評価において加点評価の対象とする。(設計業務等を除く)

- 2 試行期間においては、電子納品の試行が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、監督職員に試行できない理由を報告した上で電子納品試行の対象外

とすることができる。

- 3 電子納品における電子化に要する費用は請負者（受注者）の負担とする。  
また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。

なお、電子納品対象外の工事であっても、公所において管内請負者等の状況から判断して電子納品を積極的に推進できる場合は、上記を参考に特記仕様書に記載し、電子納品の試行を奨励することが望ましい。

（監督職員の役割）

#### 第5条

- （1）事前協議時に工事の基礎情報等を請負者に通知するとともに、事前協議チェックシートに基づく協議を実施すること。
- （2）施工計画書において、請負者に電子納品の実施方法等を記載（事前協議チェックシートの添付でも良い）させること。
- （3）請負者の電子データの保存方法やバックアップ方法及び電子データの管理項目に従って整理が行われているかを、工事着手後の早い時期に確認し、請負者の電子納品実施体制を把握し、電子納品成果を確実に提出できるよう指導すること。
- （4）検査前までに、工事成果が事前協議に基づき実施されているか確認すること。
- （5）電子媒体による検査の準備を行うこと。

（工事の完成図書）

#### 第6条

- （1）完成図書は、従来どおりの紙によるものに加え、電子媒体で納品させる。  
ただし、工事において、工事履行報告書、実施工程表が電子成果による場合は、紙媒体の提出は省略できる。  
また要領等に基づいた写真管理ができ電子成果を納めることが可能であれば、紙媒体の工事写真帳の提出は、概要版のみでよい。  
なお、電子化に要する費用は請負者の負担とする。
- （2）完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出させ、データは、必ず指導検査課の指定するフォルダに保存する。なお、紙媒体の成果品は簡易な製本で良い。（金文字製本等は不要とする。）
- （3）打ち合せ簿等印鑑の必要な書類については、紙媒体の資料のみ押印し、電子データについては押印欄は空白で良い。
- （4）検査で完成図書として不備があれば、修正箇所のわかる紙媒体と修正後の電子媒体の提出を求めることとする。

（完成検査）

#### 第7条

検査は、電子媒体で実施し、その後、紙媒体により従前どおりの検査を実施する。検査時は、仮成果により受検することとし、検査終了後、速やかに前項で規定する電子媒体を提出すること。

電子媒体で行う検査については、監督職員が、事前にウィルスチェック及び京都府策定の平成21年度土木工事等電子納品マニュアル(案)等に基づいているかチェックを実施し、その結果を検査員に報告すること。その後、検査用パソコンのハードディスク上にコピーを行い、検査に備えることとする。

なお、検査に必要な機材(パソコン、プロジェクター等)は、原則、発注者が用意するものとする。

また、検査時のパソコン操作は、原則、請負者が行うこととする。

(評価)

## 第8条

(1) 工事における電子納品の評価は、工事成績評定において次のとおり取扱うものとする。

主任監督員、検査員の考査項目の細則「施工管理」において、請負者が電子納品の対応ができたと認められた場合、その他欄の理由に「電子納品に対応した」としてチェックするものとする。

主任監督員の考査項目の細則「創意工夫」において、次のとおり電子納品の内容に従い加点するものとする。

電子納品の各項目に応じて加点評価を行い(写真、その他資料、図面をすべて電子納品)エラーなしで最大5点の加点、エラーありで最大3点の加点となる。

なお、電子納品以外に関する事で評価対象がある場合においても、合計点が7点を超える場合、7点を最大とする。

表1 電子納品の試行評価(主任監督員)

エラー <sup>2</sup>	電子納品の項目	評価
エラーなし	写真	2点
	その他資料 <sup>1</sup>	1点
	図面(出来形図及び完成図)	2点
エラーあり	写真	1点
	その他資料 <sup>1</sup>	0点
	図面(出来形図及び完成図)	1点(2点 <sup>3</sup> )

1 その他資料とは施工計画書、工事打合せ簿等とする。

2 エラーとは、国土交通省「電子納品チェックシステム」及び京都府策定の平成21年度土木工事等電子納品マニュアル(案)等に基づいているかチェックした結果とする。

3 発注者の図面がCAD製図基準(案)等の形式になっていない場合及び図面の提供がない場合は、エラーなしとして取り扱うこととする。なお、出来形図はMEETフォルダに保存して、完成図はDRAWINGフォルダに保存すること。(詳細は、京都府電子納品ガイドラインによる)

(2) 電子納品実施対象の工事における必須の電子納品の項目(表1)及び設計業務等における電子納品の対応についての評価は行わないものとする。

(3) 電子納品実施対象の工事(設計業務等)において電子納品を実施しなかった場合は、当該工事(設計業務等)は不履行と判断する。(ただし、監督職員との協議により電子納品の対象外としたものを除く)

(アンケート)

第9条

監督職員は、請負者に対して別添の電子納品に対するアンケートを実施するものとする。  
完成検査終了後に監督職員はアンケート結果をメールで指導検査課に報告することとする。

## 電子納品に関するよくある質問と回答（土木工事編）

平成 21 年 8 月 1 日  
京都府建設交通部指導検査課

電子納品の実施に関連して今までにいただいた質問の中から、よくある質問とその回答をまとめました。電子納品を実施（試行）する場合の参考にしてください。

### 1 電子納品全般に関する質問と回答

- (1) 電子納品を試行したいが、まず何をしたらよいのかわからない。

電子納品を試行する場合は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、工事着手までに、監督職員とその実施範囲等について事前協議を行って、事前協議チェックシートを作成して提出してください。

- (2) 京都府指定の電子納品作成支援ソフトやCADソフトを紹介して欲しい。

京都府指定のソフトはありません。京都府のCADデータファイル形式については、SXF形式で提出としていますので、SXF形式で提出できるCADソフトを選定してください。

- (3) 電子納品を試行したいが、適用する要領やガイドラインがわからない。

電子納品を行う場合の要領、ガイドラインは以下のとおりです。

平成21年度土木工事等電子納品実施マニュアル(案)【京都府】

京都府電子納品ガイドライン(土木工事)(案)【京都府】

以上、<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/densinouhin.html> からダウンロードできます。

工事完成図書の電子納品要領(案)【国土交通省】

CAD製図基準(案)【国土交通省】

デジタル写真管理情報基準(案)【国土交通省】

電子納品運用ガイドライン(案)(土木工事編)【国土交通省】

CAD製図基準(案)に関する運用ガイドライン(案)【国土交通省】

以上、<http://www.cals-ed.go.jp/>からダウンロードできます。

- (4) 電子納品の試行と実施の違いを教えてください。

土木工事等電子納品実施マニュアル(案)第3条(4)に「試行とは、理由等により対象とする電子納品が実施できなくても業務の履行を認めるものであり、実施とは、対象とする電子納品ができなければ業務は不履行と判断する」と記載があります。なお、特記仕様書に試行か実施の記載がありますので、確認をしてください。

- (5) 電子納品における受注者のメリットを教えてください。

受注した工事の記録として電子納品成果(CD-R)を保管管理

保管管理した電子納品成果(CD-R)を検索、再利用

電子納品の試行の取り組みは、検査で評価

パソコンがあれば、どこでも書類作成

社内のITスキルの向上

2 工事管理ファイルに関する質問と回答

(1) 「工事番号」、「請負者コード」、「予備」に記入する数字がわからない。

「工事番号」、「請負者コード」、「予備」については、監督職員と協議してください。なお、以上のタグの記入は、必須となりますので、タグを削除したり、番号を適当に記入したりしないでください。

(2) 「境界座標情報」に記入する座標がわからない。

国土地理院のホームページ（測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービスから簡単に座標を取得することができます。

国土地理院ホームページ：<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

(3) 「発注者情報」に記入する内容がわからない。

「発注者情報」は、CORINS に入力する内容を記入してください。

発注者情報記入事例

工事管理ファイル項目	CORINS項目	例
発注者－大分類	発注機関名・中分類	京都府
発注者－中分類	発注機関名・小分類	(土木事務所(広域振興局建設部))
発注者－小分類	発注機関名・細分類	中丹東土木事務所(中丹広域振興局建設部)

CORINS ホームページ：<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>

3 電子納品成果品に関する質問と回答

(1) 電子納品成果品(CD-R)に電子納品を作成したソフトのビューア、スタイルシート、検査システム等を格納した方がよいのですか。

電子納品成果品(CD-R)には、ビューア、スタイルシート、検査システム等は格納しないでください。各種電子納品要領(案)で決まっている工事管理ファイル、工事管理ファイルのDTD及び各種フォルダで構成されます。

(2) 電子納品で提出する写真において、デジタル写真の撮影の画素数は、120万画素で撮影しなければならないのですか。

電子納品で提出する写真については、京都府電子納品ガイドライン(土木工事)(案)に記載があるとおり、120万画素程度としているので、黒板の文字等の内容が判読できる精度で画素数を調整してください。

(3) 現場で撮影した写真は、すべて電子納品成果品として提出する必要がありますか。

現場で撮影した写真は、会社のパソコン等に保存して、土木工事施工管理基準

の写真管理基準により、電子納品成果品として提出してください。

なお、写真の不足が検査で指摘される場合があるので、会社のパソコンに保存している写真は、当面の間、残しておいた方がよいと思われます。

(4) 電子納品成果(CD-R)が複数枚になりそうだが、複数枚になる場合の注意点を教えて欲しい。

工事管理ファイルの「メディア総枚数」にCD-Rの合計枚数を、「メディア番号」に当該CDの枚数を記入してください。その際、CD-Rの表面の番号/総枚数と一致するようにしてください。

#### 4 電子納品に関する問い合わせ先

工事を受注している場合は、工事の監督職員に問い合わせてください。

工事を受注していない場合等は、京都府建設交通部指導検査課に問い合わせをしてください。

【京都府建設交通部 指導検査課 指導担当】075-414-5227

## 電子納品に関するよくある質問と回答( 土木設計業務等編 )

平成 2 1 年 8 月 1 日  
京都府建設交通部指導検査課

電子納品の実施に関連して今までにいただいた質問の中から、よくある質問とその回答をまとめました。電子納品を実施する場合の参考にしてください。

### 1 電子納品全般に関する質問と回答

- ( 1 ) 電子納品を実施したいが、何をしたらよいかわからない。

電子納品を実施する場合は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、業務着手までに、監督職員とその実施範囲等について事前協議を行って、事前協議チェックシートを作成して提出してください。

- ( 2 ) 京都府指定の電子納品作成支援ソフトや C A D を紹介して欲しい。

京都府指定のソフトはありません。京都府の C A D データファイル形式については、S X F 形式で提出としていますので、S X F 形式で提出できる C A D ソフトを選定してください。

- ( 3 ) 電子納品を実施したいが、適用する要領やガイドラインがわからない。

電子納品を行う場合の要領、ガイドラインは以下のとおりです。

平成 2 0 年度土木工事等電子納品実施マニュアル( 案 )【京都府】

京都府電子納品ガイドライン( 土木設計業務等 )( 案 )【京都府】

以上、<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/densinouhin.html> からダウンロードできます。

土木設計業務等の電子納品要領( 案 )【国土交通省】

測量成果電子納品要領( 案 )【国土交通省】

地質・土質調査成果電子納品要領( 案 )【国土交通省】

C A D 製図基準( 案 )【国土交通省】

デジタル写真管理情報基準( 案 )【国土交通省】

電子納品運用ガイドライン( 案 )( 業務編 )【国土交通省】

C A D 製図基準( 案 )に関する運用ガイドライン( 案 )【国土交通省】

電子納品運用ガイドライン( 案 )( 測量編 )【国土交通省】

電子納品運用ガイドライン( 案 )( 地質・土質調査編 )【国土交通省】

以上、<http://www.cals-ed.jp/> からダウンロードできます。

- ( 4 ) 電子納品における受注者のメリットを教えて欲しい。

受注した業務の記録として電子納品成果( C D - R )を保管管理

保管管理した電子納品成果( C D - R )を検索、再利用

パソコンがあれば、どこでも書類作成

社内の I T スキルの向上

## 2 電子納品成果品に関する質問と回答

- (1) 電子納品成果品(CD-R)に電子納品を作成したソフトのビューア、スタイルシート、検査システム等を格納した方がよいのですか。

電子納品成果品(CD-R)には、ビューア、スタイルシート、検査システム等は格納しないでください。各種電子納品要領(案)で決まっている業務管理ファイル、業務管理ファイルのDTD及び各種フォルダで構成されます。

- (2) 電子納品で提出する写真において、デジタル写真の撮影の画素数は、120万画素で撮影しなければならないのですか。

電子納品で提出する写真については、京都府電子納品ガイドライン(土木設計業務等)(案)に記載があるとおり、120万画素程度としているので、黒板の文字等の内容が判読できる精度で画素数を調整してください。

- (3) 現場で撮影した写真は、すべて電子納品成果品として提出する必要がありますか。

現場で撮影した写真は、会社のパソコン等に保存して、必要な写真を電子納品成果品として提出してください。なお、写真の不足が検査で指摘される場合もあるので、会社のパソコンに保存している写真は、当面の間、残しておいた方がよいと思われます。

- (4) 電子納品成果(CD-R)が複数枚になりそうだが、複数枚になる場合の注意点を教えて欲しい。

業務管理ファイルの「メディア総枚数」にCDの合計枚数を、「メディア番号」に当該CD-Rの枚数を記入してください。その際、CD-Rの表面の番号/総枚数と一致するようにしてください。

## 3 電子納品に関する問い合わせ先

業務を受注している場合は、業務の監督職員に問い合わせてください。

業務を受注していない場合等は、京都府建設交通部指導検査課に問い合わせをしてください。

【京都府建設交通部指導検査課】075-414-5227

## 電子納品に関するホームページアドレス（参考）

平成21年8月1日  
京都府建設交通部指導検査課

電子納品に関するホームページをまとめましたので、参考にしてください。

- 1 京都府電子納品に関するホームページアドレス
  - (1) 京都府の電子納品に関するマニュアル・ガイドライン等を入手  
<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/densinouhin.html>
  - (2) 電子納品に関する提出書類の様式を入手（事前協議チェックシート等）  
<http://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/ichiran.html>
  
- 2 国土交通省電子納品に関するホームページアドレス
  - (1) 国土交通省の要領・基準等を入手  
<http://www.cals-ed.go.jp/>
  - (2) 国土交通省「電子納品チェックシステム」を入手  
<http://www.cals-ed.go.jp/>
  - (3) 国土交通省「SXFブラウザ」を入手  
<http://www.cals-ed.go.jp/>
  
- 3 電子納品作成時に役に立つホームページアドレス
  - (1) 測量成果電子納品「業務管理項目」境界座標入力支援サービスで座標を入手  
<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/search.html>
  - (2) コリンズ  
<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>
  - (3) テクリス  
<http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/>

## 電子納品に関するアンケート（受注者用）

公所名（ ）

最終契約額（ ）

電子納品の課題等を把握して、今後の電子納品マニュアル、ガイドラインの改定や研修等の参考にしますのでアンケートに御協力をお願いします。

### 1 電子納品について

(1) 電子納品は、何回目ですか。

( ) 回目

(2) 今回、電子納品された成果を以下から選択して記入してください。

( ) <写真、書類等、図面 \*複数の場合は、複数記入>

(3) 今回、施工された工事について、以下から選択して記入してください。

( )

<道路改良工事、河川改良工事、道路維持修繕工事、河川維持修繕工事、その他具体的に記入>

(4) 紙成果と比較して、電子納品を実施した時のメリットがあれば記入してください。

( )

(5) 電子納品成果を再利用している場合は、具体的に記入してください。

( )

(6) 電子納品関係の研修、講習会で希望する内容があれば具体的に記入してください。

( )

2 電子納品のマニュアル、ガイドラインについて意見があれば記入してください。

( )

### 3 電子納品のための環境について

(1) 電子納品のために利用しているソフトがあれば記入してください。

( )

(2) 会社のインターネット回線を以下から選択して記入してください。

( ) <ISDN 回線・ADSL 回線・光回線・その他>

4 その他ご自由に記入してください。

( )

記入後は、主任監督員に提出をしてください。